

I 総 括

1. 事業者の氏名および住所

氏名：東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一

住所：東京都千代田区丸の内三丁目 5番1号

2. 対称事業の名称

相原・小山土地区画整理事業

(対象事業の種類：土地区画整理法(昭和29年 法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業)

3. 対象事業の内容の概略

多摩ニュータウンの西端、町田市小山町、相原町等の約174.2haを住宅・商業・業務・文化機能を備えた計画的市街地となるよう、東京都の施行による土地区画整理事業を実施する。

計画の概要は表I-3-1に示すとおりである。

表I-3-1 計画の概要

項目		概要	
計画区域面積		174.2ha	
計画人口		居住人口：3,500人 流入人口：7,500人	
事業期間		昭和62年度から昭和70年度まで予定	
土地利用計画	道路	23.3ha	
	公園・緑地	34.2ha	
	小計	57.5ha	
	宅地	116.7ha	
合計		174.2ha	

4. 環境におよぼす影響評価の結論

環境におよぼす影響評価の結論は、表 I-4-1 に示すとおりである。

表 I-4-1 影響評価の結論

評価項目	影 韵 評 価 の 結 論
1. 大気汚染	造成工事中の粉じんの発生については、法面保護等の各種発生予防措置を講ずるので、計画区域周辺への粉じんの影響は小さいものと考えられる。
2. 水質汚濁	造成工事中における降雨時の浮遊物質の流出については、土砂止め工、沈砂池、仮設調整池等の発生予防対策を講ずるので、水路の下流への影響は小さいものと考えられる。
3. 騒 音	<p>建設作業に伴う騒音レベルは、計画区域境界から 30 m の地点において最高 74.6 ホンとなり、騒音規制法による特定建設作業の勧告基準値（85 ホン）を下回るとともに、東京都公害防止条例による指定建設作業の勧告基準値（75 ホン）を下回る。</p> <p>さらに、工事に際しては、計画区域境界付近において建設機械の集中を避ける。また、建設機械の機種選定にあたっては、低騒音型機械を使用するよう努めるので、建設作業に伴う騒音の影響は小さいものと考えられる。</p>
4. 振 動	<p>建設作業に伴う振動レベルは、計画区域境界において最高 68.4 dB となり、振動規制法による特定建設作業の勧告基準値（75 dB）を下回るとともに、東京都公害防止条例による指定建設作業の勧告基準値（70 dB）を下回る。</p> <p>さらに、工事に際しては、計画区域境界付近において建設機械の集中を避ける。また、工法選定にあたっては、低振動型工法の導入に努めるので、建設作業に伴う振動の影響は小さいものと考えられる。</p>

5. 陸上植物	<p>本事業により、樹林の減少は避けられないが、樹林はできるだけまとまった形で残し、特に自然植生に近いシラカシ・ヒサカキ群落は大部分を残す。</p> <p>植物個体数は減少するものの、多くの種は残存林において現状のまま残される。また、カタクリの群生地についても、その周辺も含めて現状のままで公園の一部として保全する。</p> <p>従って、陸上植物への影響は最小限にとどめられるものと考えられる。</p>
6. 陸上動物	<p>本事業計画区域内には、主として樹林、水路を生息地とする哺乳類、鳥類、昆虫類等が生息している。本事業によって、これら動物の生息基盤である樹林、水路が減少し、生息域を狭めることになり個体数の減少はまぬがれないが、比較的まとまった形で残る樹林、一部残される水路や調整池によって多くの種は、生息可能と考えられる。</p> <p>また、特殊鳥類として指定されているオオタカについては、活動範囲の広さから判断して影響は小さい。</p> <p>従って、陸上動物への影響は最小限にとどめられるものと考えられる。</p>
7. 水生生物	<p>本事業計画区域内の水路は、一部を残して埋め立てられるため、水生生物の生息域が狭められ、個体数は減少するが、一部の水路は残るため多くの種は生息が可能と考えられる。また、調整池をかねた公園では、池を設置するため、工事完了後一定期間が経過すれば、水生生物の生息環境が復元されるものと考えられる。</p> <p>従って、水生生物への影響は最小限にとどめられるものと考えられる。</p>

8. 地形・地質	<p>本事業計画区域内には、学術上あるいは景観上重要な地形・地質はない。造成工事については、宅地造成等規制法に基づき安全に施行するとともに法面の緑化や排水溝の設置等を行い、土地の安定性を確保する。</p> <p>造成工事による新規ローム層の切土、不浸透域の拡大に伴う地下水蓄養量の低下に伴い、地区外の不圧地下水位の低下が予想されるが、既存樹林の一部を残すことや透水性舗装等の対策を講じ、極力透水域の確保に努める。</p> <p>従って、地形・地質への影響は最小限にとどめられるものと考えられる。</p>
9. 史跡・文化財	<p>本事業計画区域内の埋蔵文化財包蔵地は、文化財保護法に基づいて記録保存または現況保存するので、影響は最小限にとどめられるものと考えられる。</p>
10. 景観	<p>造成工事により、現在の樹林に覆われた丘陵景観は市街地的景観に変化する。しかし、尾根縦道周辺については、現況を保全するため、緑に包まれた景観が維持される。</p> <p>また、南側の住宅地からの景観については、法面等の緑化を行う。</p> <p>従って、景観への影響は小さいものと考えられる。</p>

図 II-1-1 位置図

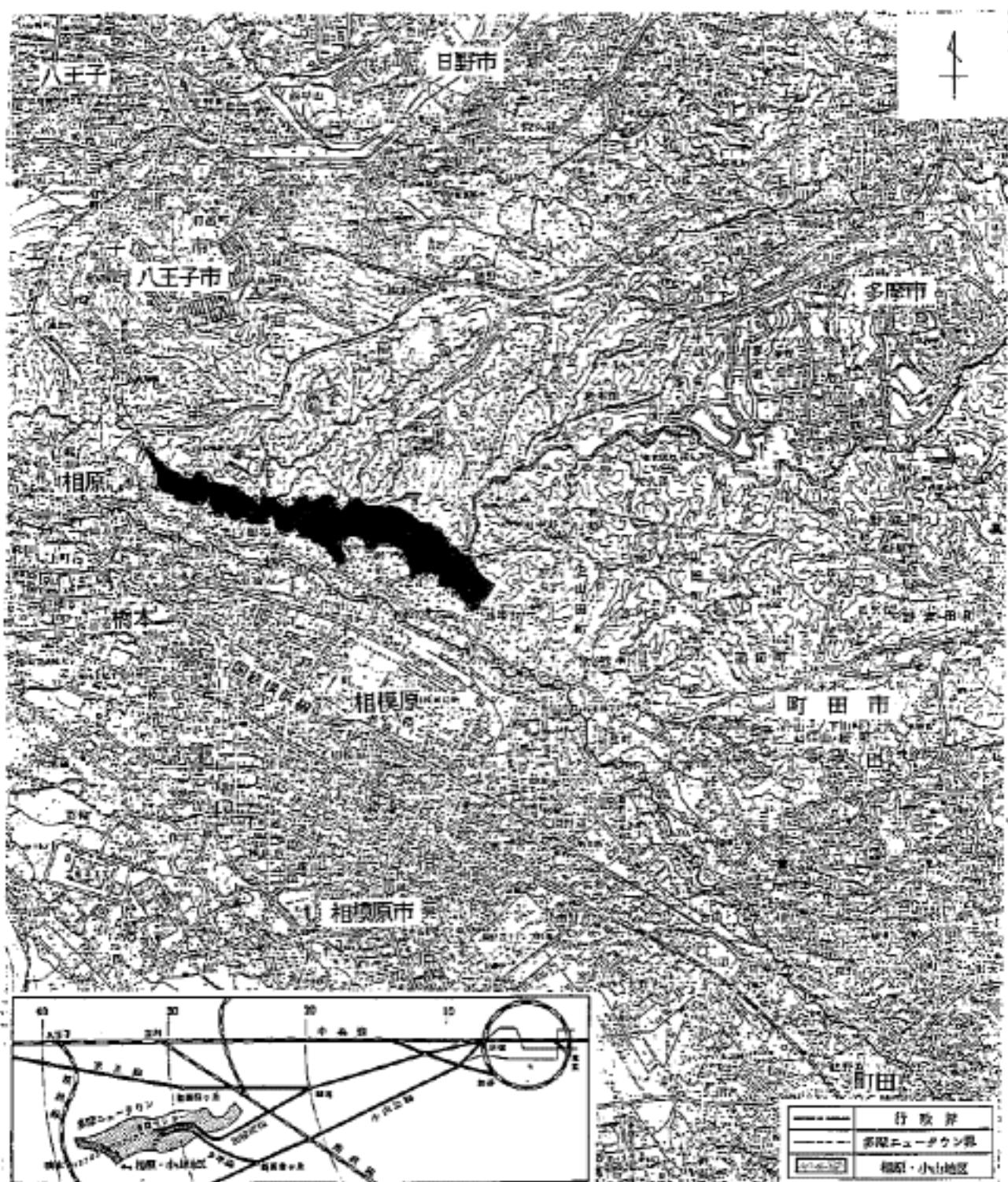


図 II-3-1 多摩ニュータウン基本計画図(昭和61年5月末現在)

